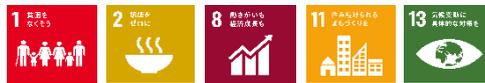


令和 7 年度

郡山市農地等利用最適化推進施策に  
関する意見書

郡山市農業委員会

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



農業・農村を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化や担い手不足に伴う遊休農地の発生・増加、農業生産基盤の老朽化、野生鳥獣による被害の増加など、年々厳しさを増しております。

また、世界的な人口増加、食糧情勢の変化に伴う国内の食料安全保障上のリスクの高まりや、気候変動、燃油や生産資材の価格高騰などが農業生産分野に多様な影響を及ぼし、農業・農村の継続・発展において、多くの課題に直面しております。

そのような中、国においては、食料安全保障にも関わる大きな情勢の変化や様々な課題が顕在化する中、今年6月にこれまでの基本理念に「食料安全保障の確保」、「環境と調和のとれた食料システムの確立」を新たに加えた「食料・農業・農村基本法」が改正されました。

本市農業委員会では、主たる任務である「農地利用の最適化」をさらに加速し、農業委員会組織の「地域の農地を活かし、持続可能な農業・農村を創る」運動を通じ、「食料・農業・農村基本法」の基本理念の具体化に向けて、食料の安定供給のため持続的に保全すべき農地の維持及び担い手による農地の有効利用が図れるよう、本年8月に改選した農業委員20名、農地利用最適化推進委員21名による新たな体制で活動してまいります。

市制施行100周年の節目を迎え、次の100年に向けて本市農業・農村の持続的発展を目指し、本市農業者の代表機関として、農地等の利用の最適化の推進に関し、農業・農村の課題等について各地域の意見をまとめましたので、令和7年度の施策の立案や予算編成に反映いただきたく、農業委員会等に関する法律第38条に基づき意見を提出します。

令和6（2024）年10月7日

郡山市長 品川 萬里 様

郡山市農業委員会  
会長 佐久間 俊一

## 1 農業用資材・肥料・飼料等の価格高騰対策

世界各地での地域紛争等による影響で、農業用資材・肥料・飼料等の価格高騰が継続しています。

この状況は、農業経営全般を圧迫しており、今後、農業者が再生産への意欲を失わないようにするため、以下の取組みを提言します。

- (1) 燃油・農業用資材等の価格高騰対策については、関係機関や農業者団体が連携し継続して、農業経営再生産に必要な助成を行うこと。
- (2) 肥料高騰対策やSDGsの推進については、土づくりが重要であることから、本市園芸振興の中心である園芸振興センターにおいて、土壌分析の検査体制の整備及び施肥設計に係る研修会の開催に努めること。
- (3) 本市畜産の自給率向上として、畜産振興センターを中心とした転作作物等における子実用トウモロコシ作付けに係る畜産クラスター事業を検討すること。

## 2 農地利用の集積・集約化対策

農業の生産性向上と競争力強化を図るため、地域計画に基づき、農地を有効に活用できるよう、以下の取組みを提言します。

- (1) 地域計画に基づき農地利用の集積・集約が実行されるよう、農業者や農地中間管理機構、農業者団体、土地改良区等による実行に向けた協議の場を設けること。
- (2) 受け手の作業が困難な未整備のほ場について、地域の状況に応じたほ場整備を推進すること。
- (3) 農地利用の集積・集約を進めるための機構集積協力金については、今後も必要な予算であることから、予算の確保について国に働きかけること。

## 3 遊休農地の発生防止・解消対策

遊休農地は、担い手の高齢化による離農や、非農家への相続等が増えていることにより、耕作条件の悪い農地を中心に今後も増加が懸念されることから、発生防止・解消のため、以下の取組みを提言します。

- (1) 特に中山間地域の小区画や不整形等のほ場については、農地耕作条件改善事業などの積極的な活用に努めること。
- (2) 遊休農地の発生防止のため、本市の状況に応じた日本型直接支払制度の推進及び支援に努めること。
- (3) 遊休農地の解消から利用に向けて、バイオ燃料用植物の試験的栽培・研究に取り組むこと。

## 4 担い手の育成・支援対策

担い手の高齢化が進行する中で、将来にわたって地域農業を担う意欲ある新たな担い手の確保・育成は、本市の農地利用を維持する上で喫緊の課題であることから、以下の取組みを提言します。

- (1) 地域計画に位置付けられた担い手については、継続的な支援の充実を検討すること。
- (2) 園芸振興センターにおいては、本市農業振興に果たす役割が今後、更に期待されることから、
  - ① 新規就農者の育成を進めるため、園芸カレッジ生の定員拡大を検討すること。
  - ② インターンシップ等の受け入れにより、就農誘導を進めること。
  - ③ 新規就農者の負担軽減のため、貸出農機具の充実に努めること。
- (3) 半農半Xや定年帰農者等の新規就農者に対しても、多様な担い手として位置づけ、営農が継続できるよう適切に育成・支援を行うこと。

## 5 農業振興対策

本市の持続可能な農業の発展のため、以下の事項について、要望・意見を含め提言します。

- (1) 園芸振興センターについては、新たなニーズに対応するため、
  - ① 地域農業の維持・継続については、市民の理解とサポートが必要であることから、農作業サポート組織育成の研修体制強化に努めること。
  - ② 障がい者の農作業体験による農福連携事業の推進に努めること。
- (2) 有害鳥獣捕獲活動者に係る捕獲奨励金の増額について検討すること。
- (3) 東部地区の農業を活かした観光・交流の拠点整備について検討すること。
- (4) 地球温暖化に対応した品種の作付けを支援すること。
- (5) 安全・安心な農村の生活環境を維持するため、農道の安全確保に努めること。
- (6) 農業経営・栽培の目標となる地域別・作物別の農業振興策及び支援策を示すこと。
- (7) 「水田活用の直接支払い交付金」(水田に5年水を張らないと対象地から外れる)要件の見直しを国に求めること
- (8) 相続未登記の農地は、ほ場整備事業実施の支障となることから、市全体で相続未登記対策を進めること。